

役員報酬規程

平成24年6月28日

(総則)

第1条 一般財団法人国際貿易投資研究所（以下「研究所」という。）定款第29条の規定に基づき、研究所の常勤役員（以下「役員」という。）の報酬については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、本俸、特別調整手当、特別手当及び通勤手当とする。

(本俸の月額)

第3条 役員の本俸の月額上限は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 理事長 | 891,000円 |
| (2) 専務理事 | 620,000円 |

(特別調整手当)

第4条 特別調整手当の月額は、本俸月額に100分の12を乗じて得た額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬（特別手当を除く。）は、毎月21日、その月額を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

(新たに役員となった者の報酬)

第6条 月の初日以外の日において新たに任命された役員は、任命当月分の報酬（特別手当及び通勤手当を除く。以下次項において同じ。）の額は、第3の規定にかかわらず、それぞれ同項に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日からその月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の報酬)

第7条 月の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した役員の退職当月分、解任当月分又は死亡当月分の報酬の額は、第3条の規定にかかわらず、それぞれ同項に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員でなくなった日（役員が退職した場合において退職した日の属する月の末日までに再び役員に任命されたときは、役員でなくなった前日）までの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額を支給する。

(特別手当)

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ、在職する役員に支給する。当該基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員は受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職給与法第19条の8に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。

3 特別手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日とする。

4 次の各号のいずれかに該当する役員は、前3項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる役員にあつては、その支給を一時指し止めた特別手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に定款第28条の規定により解任された（心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたため解任された者を除く。）もの

(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた役員（当該処分

を取り消された役員を除く。)で、そのものの在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

- 5 役員の特例手当の支給に係る一時差し止めの取扱いについては、一般職給与法第19条の6第1項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、同条第1項及び同項第2号、第3項第3号並びに第4項中「期末手当」とあるのは「特別手当」と、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と、同条第1項第2号中「公務」とあるのは「研究所の業務」と読み替える。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額、は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に關し必要な事項は国家公務員の例に準じて別に定める。

附 則

- 1 役員報酬規程（最終改正：平成24年4月1日）は廃止する。
- 2 本規程は、平成24年7月1日から施行する。